

## 経済文教常任委員会記録

令和2年6月22日（月）於 第1委員会室

開会 午後1時30分

散会 午後2時09分

### ○出席委員（6名）

4番 齋藤 豪 委員      7番 石山 敬 委員      9番 千葉 浩規 委員  
15番 今泉 昌一 委員      26番 田中 元 委員      28番 下山 文雄 委員

### ○出席理事者（6名）

商工部長 秋元 哲      産業育成課長 丸岡 和明  
観光部長 岩崎 隆      観光課長 早坂 謙丞  
教育部長 鳴海 誠      文化財課長 小山内 一仁

### ○出席事務局職員（2名）

次長 補佐 高屋 憲      書記 成田 崇伸

---

【午後1時30分 開会】

○委員長（今泉昌一委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案4件であります。

念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

---

### 議案第51号 弘前市工場等立地奨励条例の一部を改正する条例案

○委員長（今泉昌一委員） まず、議案第51号弘前市工場等立地奨励条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。商工部長。

○商工部長（秋元 哲） 議案第51号弘前市工場等立地奨励条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、工場等の立地を促進するための奨励措置について、立地奨励金の交付に代え固定資産税の課税免除を行うこととするなど、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、改正案の概要について御説明申し上げます。お手元の配付資料に従いまして説明いたしますので、配付資料1の弘前市工場等立地奨励条例奨励措置等改正内容を御覧願いま

す。

現行条例では、二つの奨励措置がございます。その内容といたしましては、第3条及び第4条において規定されており、第3条の立地奨励金では、指定地域内に新たに用地を取得し、工場等を立地した場合の用地取得費の原則20%を交付するものであります。次に、第4条では、雇用奨励金でありまして、同じく指定地域内に新たに用地を取得し、工場等を立地した者が新規に常用地元従業員を雇用した場合に交付するものであります。

それでは、第3条の立地奨励金について改正点を御説明申し上げます。

現行におきましては、用地の取得費に対し立地奨励金を交付しておりますが、算定の基礎となる用地の取得費は民間の交渉で行われるため、売買価格に大きな変動を伴うことから、客観性が乏しいということや、立地奨励金の対象となる土地が生産性向上に直接関連しない部分として活用されることもあることから、改正案といたしましては、工場の用に供する部分に係る固定資産税の課税免除へ変更しようとするものであります。

具体的には、配付資料2の条例新旧対照表2ページ目の左側を御覧願います。

改正後の第3条におきましては、工場等の指定を規定することから、立地奨励金の条項を変更するものであります。これまでは一定の面積の土地取得を要件としておりましたが、改正後はこれを廃止し、工場用地が不足する本市において土地の有効活用を促そうとするものであります。

次に、第4条及び第5条は、第3条で指定を受けた工場の事業者に対し講ずることができる奨励措置を規定したものであり、第4条においては、固定資産税の課税免除について対象となる資産及び期間などを定めております。

第5条の雇用奨励金につきましては、「指定地域内に新たに用地を取得し、当該用地に工場等を立地した者」の規定を「指定事業者が指定工場における」へ変更しようとするものであります。これまで、新たに用地を取得することを規定しておりましたが、工場立地の促進を図るために、既に取得済みの用地または借用地に工場を立地した場合においても対象となるよう条件を緩和しているものであります。

続きまして、配付資料1に戻りまして、下段のその他の改正を御覧願います。

改正案第2条、工場立地の定義につきましては、これまでは指定地域外から指定地域内への工場移転のみを移設と定義しておりましたが、市内に工場等を有するものが行う、当該工場等の移転を移設と定義することとしております。

改正案第7条、奨励措置の取消し等につきましては、これまで虚偽申請等に該当した場合の奨励措置の取消しについて「取り消すことができる」としておりましたが、こちらを「取り消すものとする」としております。

最後に、附則でございますが、本条例の施行日については、公布の日からとし、経過措置といたしまして、改正後の条例の規定は、公布の日以降に操業等を開始した工場等の立地について適用し、同日前に操業等を開始した工場等の立地については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上が本議案の内容でございます。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○4番（齋藤 豪委員） 説明いただいたのですけれども、なかなか理解できない部分がありまして、奨励措置を変更する理由と変更することによって見込まれる効果、そしてまた、これまでの交付された実績などがありましたらお知らせください。

○産業育成課長（丸岡和明） まず、奨励措置の変更の理由でございますけれども、現行制度では事業者が新たに取得した土地の売買価格を基に立地奨励金を交付していたのですけれども、奨励措置の公平性を担保するという意味で、それに代えて固定資産税の課税免除としようとするものであります。また、過去の実績では土地の取得だけではなくて、例えば自己所有の空き土地や借用地へ工場を立地するケースも見られることから、一層の工場立地の促進を図るために、新たに土地を取得する要件を廃止するなど、交付要件を見直すこととするものであります。

また、奨励措置の変更により見込まれる効果でございます。

奨励措置を固定資産税の課税免除に変更することによりまして、生産性向上に直接関連する部分を対象とすることで、より一層の産業振興を図ろうとするものです。また、これまでは一定の面積の土地の取得を要件としておりましたけれども、それを廃止しまして、工場用地が不足しております本市において土地の有効利用を促すために、交付要件を見直すことによりまして、地域経済の活性化と雇用機会の創出などにつなげようとするものです。奨励措置の変更と要件の緩和により、空いている土地を有効活用し、工場立地の可能性を広げて、総合計画の目標値に向けて一つでも実績が上げられるよう取り組みたいと考えております。

それから、奨励金の実績でございます。本条例で交付対象となる奨励金は、用地取得に要した経費である立地奨励金と、あと地元従業員の継続雇用に対する雇用奨励金の2種類がございます。これまでの立地奨励金の交付実績は12件、雇用奨励金は4件となっております。

○26番（田中 元委員） 私は、質疑というか要望をしたいと思っておりますけれども、奨励措置は説明で十分分かりました。企業進出に当たっては、もう一つ問題なのが用地です。用地の確保がもう一つの問題になってきまして、担当課が違うので皆さんにどうこう言ってもなんですけれども、ひとつ要望していただきたいという意味で話をするのですけれども。

私の知っている限り、結構いるのは、土地を持っていますと、移転したい、新たに事務所を建てたい、そういう話を聞きます。その土地がどこかといいますと、市街化調整区域なわけです。私は土地はここにしかない、何とかそこへ移りたい、新たに出たいとなると、御承知のとおり市街化調整区域は原則できないということであって、ほとんどここへ来てもお払い箱になって帰っているケースが実は非常に目につきます。何でもかんでもというつもりもありませんし、田んぼの前までどどんやれということは、そんな無理な話はしません。

ただ、よくあるのは、市街化区域に連担している、くっついている土地、それも原則、線1本で駄目だということになっているわけですよ。多少こういうものを大目に見て、事情によっては緩和をして、そういう工場進出を促すと。ひいては雇用にもつながるわけですので、担当課ではありませんけれども、ぜひその辺でも皆さん方の、ひとつ市に後押しをしてほしいと。全部とは言いません。今言ったように、私が一番目にするのは、これは何とかしたいと思うのは市街化区域と連担している土地です。ここしかないという方を、できれば役所からも応援してやってほしいと思います。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

---

議案第52号 弘前市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する  
条例案

---

○委員長（今泉昌一委員） 次に、議案第52号弘前市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。商工部長。

○商工部長（秋元 哲） 議案第52号弘前市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除等の特別措置の要件である計画の認定期限を延長するため、所要の改正をしようとするものであります。

続きまして、本条例に関する制度概要及び改正内容について御説明申し上げます。お手元の配付資料に従いまして御説明いたしますので、配付資料1を御覧願います。

地域再生法では、県知事から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受け、地方において本社機能の強化を行う事業者に対して、課税免除または不均一課税などの優遇措置を講じることで、地方への本社機能の移転・拡充を促すこととしております。優遇措置を受けようとする事業者は、これまで平成32年3月31日までに県知事から計画の認定を受ける必要がありましたが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令により適用期限が延長となったことから、本条例で定めている適用期限を令和4年3月31日まで2年間延長しようとするものであります。

以上が本議案の内容でございます。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○4番（齋藤 豪委員） 説明ありがとうございました。

私1年生で、なかなかこれまでの経緯が分からなかったのですがけれども、今回でこの条例が改正されるということは何回目ぐらいの改正になるのかということが1点と。

なかなか、こういうコロナ禍の中で、本社機能の東京一極集中が、今本当に、リモートワークとかテレワークとかで、もしかしたら地方でもできるのではないかなというような状況が叫ばれてきております。そんな中でのこの条例の改正というのは、もしかしたらすごくチャンスになるかもしれない。そういった意味で、これまでの認定を受けた実績、国とか、県とか市のほうでありましたらお知らせください。

○産業育成課長（丸岡和明） まず、本条例の提案した回数でございますけれども、資料に書かれておりますとおり、平成27年8月に地域再生法の一部が改正されたことに伴い本条例を制定し、それを含めて今回が3回目になるものでございます。青森県が策定しました地域再生計画が平成27年11月に認定されたことに伴って、当市では平成28年6月に条例を制定し、その後、平成30年9月に改正を行っております。平成30年の改正では、今回と同様に2年間の期間延長

を行ったほか、軽減措置について移転型事業の固定資産税を不均一課税から課税免除に変更いたしました。いずれも国の方針に従って制定・改正を行ったものであります。

それから、国・県・市の実績でございますけれども、事業者が申請する特定業務施設整備計画の認定件数は、令和元年12月末現在において全国で377件となっております。うち青森県内の認定件数は1件でございますけれども、当市ではなくほかの市でございます。当市の認定実績はないものであります。

○4番（齋藤 豪委員） ぜひとも、こういう御時世ですので、何とか本社の移転なりを強力に働きかけて誘致していただけるように御努力をお願いしたいと思います。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

---

## 議案第53号 弘前市温泉事業条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（今泉昌一委員） 次に、議案第53号弘前市温泉事業条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。観光部長。

○観光部長（岩崎 隆） 議案第53号弘前市温泉事業条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由でございます。弘前市が管理する温泉の使用料について、温泉の使用が可能な場合であっても、新型コロナウイルス感染症の影響など、やむを得ない理由があると認めた場合において、使用料の減免を可能とするなど、所要の改定をしようとするものであります。参考で新旧対照表をお配りしてございますので御参照ください。

改正の主な内容といたしましては、第19条使用料の減免でございます。

温泉の使用料につきましては、これまで天災地変その他やむを得ない理由により、温泉を使用できないと認めた場合は使用料を減免することができると規定してございましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより経済的な影響を受けた事業者が、温泉を使用する必要があるものの使用料の支払いが困難となる場合があることから、温泉を使用している状態であっても、やむを得ない理由があると認める場合は減免することができるよう記載の内容を変

更するものであります。その他、文言の整理をする改正を行うものであります。

本条例案の施行期日は、公布の日からとなります。

以上で議案の概要説明を終わります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） まず、市の温泉の供給先はどこなのかということをお願ひします。もう一つは、感染拡大に伴うその供給先の利用状況はどうだったのか。あと三つ目は、それに対する現行の条例の対応はどうであったのかと。四つ目は、やむを得ない理由というふうにあるわけですが、それで減免も可能にするということなのですから、やむを得ないというその判断する基準と、あと条例では直接減免の額は示されていないのですが、それは一体どこで示していくのかということです。あと5点目は、今回、条例を整えるということになっているのですが、私も不勉強なのですが、この「納入」と「納付」の違い、特に第20条が変わっているわけですが、その理由について答弁をお願いします。

○観光課長（早坂謙丞） まず、1点目の温泉の供給先でございますけれども、温泉の供給先につきましては、アソベの森のいわき荘ほか、民間企業が所有する保養所等5施設、それから冬期間のみ融雪用として道路維持課が使用しております、計7施設となっております。

それから2点目、この条例に対する対応ということでございますが、今回新型コロナウイルスの影響によりまして、アソベの森いわき荘はかなり新規事業をやっておりましたけれども、条例に基づきまして中止届というのを出しております。

3点目の、いつからかということになりますけれども、温泉受給届が提出されたアソベの森につきましては5月1日から、それから民間企業が所有する保養所1施設については4月15日から新型コロナウイルス影響により停止をしてございます。

それから、4点目のやむを得ない理由と減免でございますけれども、やむを得ない理由といたしましては、これまでもポンプの故障等により温泉を供給できなかった場合につきましては減免という措置を取っておりましたけれども、今回のように新型コロナウイルスの影響などによって、外的要因により収入が減少した場合を想定してございます。それから、減免の程度ということでございますけれども、温泉の受給者から減免の申請を受け、全体の収入や支出の状況の見込み、それから前年からの減収の幅などを総合的に判断し、月払いを全額免除とする予定としてございます。

それから最後、第20条の「納入」を「納付」という整理でございますけれども、「納入」は物品や金銭を納めるということ、「納付」も同じく物品や金銭を納めるということでございますけれども、特に公的機関に納めるときに「納付」という言葉を使います。このため、条例中に「納入」と「納付」が混在していましたことから、公的機関への「納入」と意味する「納付」へ、本条例改正に合わせて「納付」へ統一することとしたものでございます。

○26番（田中 元委員） これは、今説明があったように百沢地区だという話ですが、まず、あそこには、話にあったようにアソベの森と、この湯を使って営業に供しているという施設、もう一方は保養施設、別荘もあると思うのですが、これは、今回の減免措置というのは、そういうアソベの森等の営業施設と別荘などの取扱いは同じなのかどうかということが一つです。

もう一つは、ここは減免措置で今出ましたけれども、仮にこちら側の、供給側のトラブルで供給できないというケース、減免措置は分かりますけれども、さらに数時間とか相当長い時間に及んだ場合の、損害賠償をしなければならないという条項がここに入っているのかどうかと

いうことの2点をお聞かせください。

○観光課長（早坂謙丞） まず、収益事業以外の、いわき荘以外の取扱いでございますけれども、基本的には使用しなければ中止届で温泉を止めますので料金はかかりませんが、同じように、いわき荘みたく営業ということを通しながら温泉を使う場合につきましても、減免を認めるべきやむを得ない理由があるときにつきましても、同じく使用料の減免を認めるということで考えてございます。

それから、トラブルということで、本条例の中に損害賠償等の条項があるのかということにつきましては、本条例の中におきまして、委任条項ということで必要な事項は規則で定めるといことを書いておりまして、損害賠償のことについては明記されておられませんけれども、ここは通例的に、損害賠償が発生するようなときになれば、双方協議して対応するものと認識してございます。

○26番（田中 元委員） 損害賠償はケース・バイ・ケースで対応するしかないのだな。ちょっと、私ははっきりしておいたほうがいいのかなというような思いもしますけれども。

それで、例えば今回のコロナウイルス対策の市の給付金でも、例えば営業しているところの事務所と自宅は切り離してしまうのですね。だから、今言ったように、アソベの森のように営業用に使っていますというケースと別荘を、同じ扱いをするのかということをお聞きしたのです。別荘を持っているくらいだから、こういうふうな使用料ではさほど問題がある人は多分ないと思うのだけれども、そういうのと同じ扱いでいくのかという話です。

○観光課長（早坂謙丞） 条例上では、毎分18リットルにつき使用料というのが定められておりますので、営業していても、それから別荘、保養で使っていても、使えば同じ料金がかかるというようなことになってございます。

○26番（田中 元委員） そうなのでしょうけれども、私が今言ったように、別荘というのは取り立てて営業に供するものでもないし、さっき言ったように今回のコロナのケースでも自宅は別個ですと、切り離してくださいとやっている。自宅とは違うのだけれども、別荘というのは果たして減免措置をするべき対象かどうかというのが、私は非常にちょっと、クエスチョンマークなのだけれども、そうしてやりましょうと決めたのでしょうから、決めたのでしょう。

○観光部長（岩崎 隆） 基本的には、やはりその営業という部分について今回の対象にしてございますので、一般の保養目的とか個人的な営業以外での利用については今回は対象としてございません。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

---

## 議案第54号 弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（今泉昌一委員） 最後に、議案第54号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（鳴海 誠） 議案第54号弘前市附属機関設置条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関である旧第五十九銀行本店本館保存活用計画策定検討委員会を廃止するため、所要の改正をしようとするものであります。

旧第五十九銀行本店本館は、平成30年4月2日から市所有となり、この委員会は重要文化財としての保存と多様な活用を図るための計画を策定することを目的に設置されました。その結果、市民並びに専門的知見を有する専門家からの意見・提言を頂き、令和2年2月14日に保存活用計画が国に認定されたものであります。

それでは、条例案について御説明いたしますので、配付資料の弘前市附属機関設置条例新旧対照表左側、新の欄を御覧ください。

別表の2、教育委員会の附属機関の表中「旧第五十九銀行本店本館保存活用計画策定検討委員会」の項を削ります。

次に、配付資料の弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例、新旧対照表左側、新の欄を御覧ください。

第1条中「第68号旧第五十九銀行本店本館保存活用計画策定検討委員会の委員」を削り、以下、1号ずつ繰り上げるものであります。

次に、報酬の額を定める第2条の2第1項関係の別表第2の表中「旧第五十九銀行本店本館保存活用計画策定検討委員会の委員」を削ります。

続いて、費用弁償を定める第3条第1項、第2項、第4項関係の別表第3の表中「旧第五十九銀行本店本館保存活用計画策定検討委員会の委員」を削るものであります。

なお、この条例の施行期日は、公布の日とするものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○9番（千葉浩規委員） 保存計画がこうやって製本されまして、御苦労さまでした。この保存計画が作成されたわけですけども、これを踏まえて、今後この旧第五十九銀行本店本館の保存をどのような、計画後の計画はどうなっているのかという点について答弁をお願いします。

○文化財課長（小山内一仁） 先ほどの説明にもありましたとおり、平成30年度からこの事業を進めておりまして、今現在は外装、美装化を進めているところでありまして、昨年度、防災設備の設置工事を完了しております。今年度は残り、空調設備、それから照明関係の改修を行った上で、床の養生工事を行います。あそこの建物は、今、中に入るときに履き替えなければいけないというふうに、すごく利便性がよろしくないということで、そのまま入っていけるよう

に床の養生工事を行います。あわせて、今、中に展示しているもののリニューアルをした上で、来年、令和3年4月に、一応リニューアルオープンを目指して今進めているというところをございまして、保存活用計画の中にございます短期的なものについては一応今年度で完了して、令和3年4月から暫定的にリニューアルオープンするということとなります。

今後は、さらに中長期的な整備ということで耐震補強が必要になってまいりますので、こちらのほうも文化庁等と協議しながら進めるという形で、耐震補強を行っていききたいというふうにございしているところをございます。

○7番(石山 敬委員) この保存計画のことに関連して、今現在、入館するに当たりましては、非常に、先ほども課長おっしゃったとおり、健常者の皆様は容易に入ることができるのですが、一方で、高齢者や障がいを抱えた方々が入館するにはちょっと今難しいのかなということで、このバリアフリーについて、今は階段しかないのですが、将来的にはエレベーターの設置とか、そういった今後の見通し等を教えていただければと思います。

○文化財課長(小山内一仁) 今、石山委員がおっしゃったとおり、当然、今正面になっている玄関部分も階段ですし、あそこの部分をバリアフリー化するというのは、なかなかちょっと構造的にも難しいところがあるということで、今まだちょっと検討の余地があるのですが、耐震補強をする際にちょうど裏側の入り口のほうに、もしかすればエレベーター等の設置が可能かどうかということも含めて、今後文化庁の指導を仰ぎながら検討を進めていくということをござい考えております。

○委員長(今泉昌一委員) ほかに御質疑ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(今泉昌一委員) 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(今泉昌一委員) 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(今泉昌一委員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午後2時09分 散会】